

第7章 事故災害対策計画

第1節 林野火災予消防計画

林野火災の未然防止と火災発生時における迅速な消火により、被害の拡大を最小限に抑える林野火災予消防計画は、本計画の定めるところによる。

1. 実施機関及び協力機関

湧別町、湧別町教育委員会、遠軽地区広域組合消防署、遠軽警察署、網走西部森林管理署、オホーツク総合振興局林務課、オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所、遠軽地区森林組合、町内各自治会、町内各義務教育学校

2. 林野火災予防対策

林野火災の予防を図るため、町長は関係機関と協力して次のとおり啓発活動及び入林者等への指導を行う。

(1) 危険期間及び予防強調期間の設定

オホーツク地域における広域的な連携による期間を設定する。

(2) 予防意識の啓発活動

一般住民と関係機関に防火意識の高揚を図る。

(3) 入林者に対する指導

入林届出の提出と火気取扱の注意を喚起する。

(4) 火入れ対策

町条例に基づく許可手続きと火入れ時期の指導を行う。

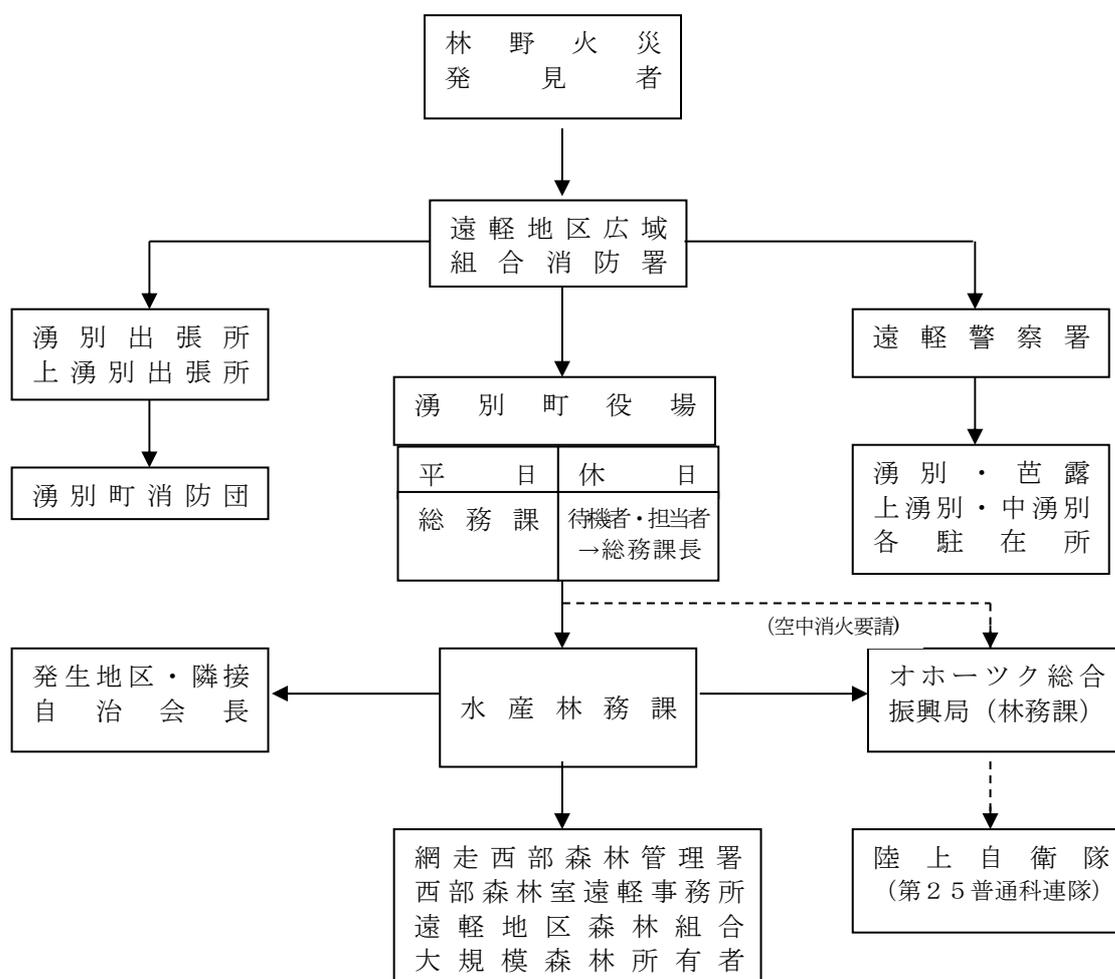
(5) 気象通報の伝達

本計画第3章の気象警報等伝達系統図により迅速な連絡を図る。

3. 林野火災消防対策

林野火災に即応した消防対策を実施するため、町長は関係機関と協力し連絡体制と消火体制に万全を期す。

(1) 林野火災発生時の連絡体制



(2) 林野火災の消火体制

ア 資機材等保管場所

種 類	保 管 場 所	連 絡 先
初期消火資機材	遠軽地区広域組合消防署 (遠軽町)	0158-42-2050
空中消火用資機材 (薬剤)	網走中部森林管理署 (置戸町) 留辺蘂森林事務所 (留辺蘂町)	0157-52-3011 0157-42-2116
	オホーツク総合振興局 西部森林室 (興部町)	0158-82-2158

イ 空中消火ヘリ離着陸場所

離 着 陸 場	所 在 地	北 緯	東 経
上湧別中学校グラウンド	湧別町上湧別屯田市街地1番地の1	44度09分35秒	143度34分28秒
上湧別百年記念公園	湧別町中湧別中町3020番地の1	44度11分02秒	143度35分45秒
中湧別野球場	湧別町中湧別南町905番地	44度10分55秒	143度35分17秒
湧別小学校グラウンド	湧別町錦町211番地の1	44度12分56秒	143度36分35秒

第 2 節 海難予防及び救助計画

海上における人命及び財産を保護するための予防並びに救助計画は、本計画の定めるところによる。

1. 実施機関及び協力機関

湧別町及び湧別漁業協同組合

2. 海難防止対策

海難の発生を防止するため、町長は漁業協同組合と協力して関係者に対し、次の指導を行うものとする。

(1) 海事法令の違反防止

海事法令の違反は、直接海難事故に結びつく場合が多いので、下記事項について船主及び船長に対し適切な指導を行うものとする。

- ア 海技従事有資格者の乗船確認
- イ 無線従事有資格者の乗船確認
- ウ 救命器具、消火器等の設置確認

(2) 気象情報の把握

海難防止推進機関は、船主及び船長に対し下記事項により気象情報の把握に努め荒天に際しては早期避難を図るよう指導するものとする。

ア 気象情報の聴取

天気予報及び漁業気象情報などを常に聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努めること。

イ 漁業無線局による気象状況の伝達

気象状況悪化及び海上保安部からの荒天に対する予警報が発令された場合は、直ちに漁業無線局を通じ出漁船に対し、その状況を伝達するとともに適切な措置を講ずるよう指示する。

(3) 海難防止の指導

海難防止推進機関は、(社)北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに船主及び船長に対し下記事項を指導するものとする。

- ア 海事法令等の違反防止
- イ 船体、機関、救命設備救命器具、信号用具、消火設備及び通信施設の整備
- ウ 気象情報の常時把握と準備体制の確立
- エ 乗船乗組員の養成及び資質の向上を図る
- オ 小型漁船の集団操業の励行及び相互救難体制の強化
- カ 海難防止に対する意識の高揚

(4) 遊漁者の海難防止

遊漁者により出船依頼を受けた船主及び船長は、自らが出船操業する場合と同等の体制をとるものとし、過剰乗船及び荒天中の出漁等の防止を期するものとする。

3. 海難防止

(1) 海難救助実施機関

紋別海上保安部、日本水難救済会湧別救難所、湧別町（消防機関含む）、遠軽警察署。

(2) 救助の実施

ア 紋別海上保安部

(ア) 海難の際の人命及び漁船等の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を実施する。

(イ) 海上保安部以外の者で、海上において人命及び漁船等の救助を行う者の調整等を実施する。

イ 日本水難救済会湧別救難所

海難認知の際直ちに救助活動を実施するほか、紋別海上保安部及び町長からの要請により救助活動を実施する。

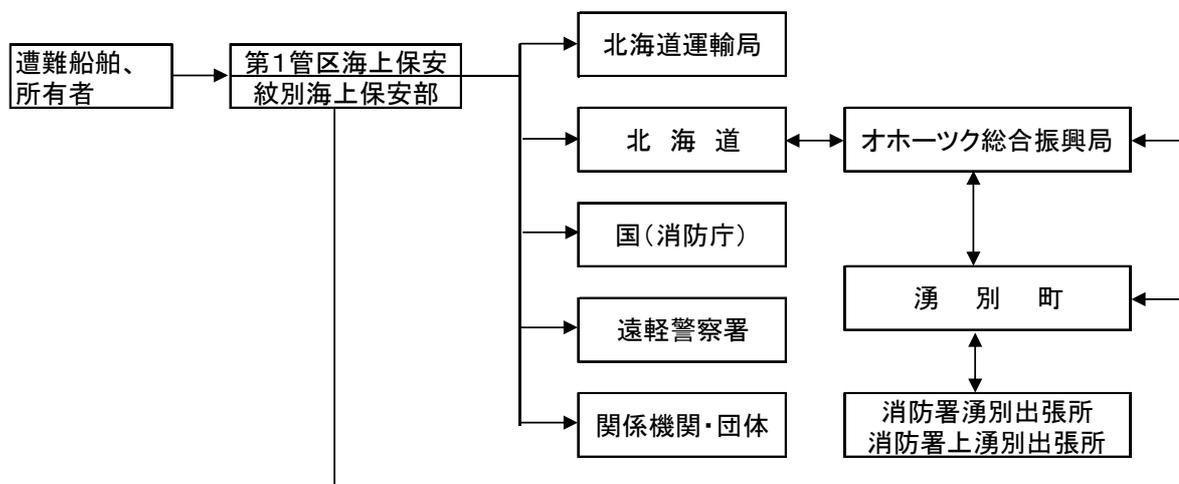
ウ 湧別町

町は関係機関（消防機関含む）との緊密な連絡のもとに救護救済措置を講ずるものとする。

エ 遠軽警察署

町（消防機関を含む。）、紋別海上保安部、日本水難救済会湧別救難所と連携し、人命及び漁船等の救助を行う。

(3) 情報通信連絡系統図



第 3 節 排出油災害対策計画

この計画は、オホーツク海沿岸において大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがあり、沿岸地域の環境や漁業資源へ多大な影響が発生し、又は多大な影響が予想される場合の本町の対策活動を定めたものである。

1. 排出油防除対策

本町は、固有の任務事務及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45法律第136号）」第41条の2の規定による海上保安庁長官からの要請があった場合には、

自らの責務により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

(1) 防除活動

防除活動は、「第2章第2節 災害対策本部」に準じ、排出油災害対策本部を設置し、町内の民間防災機関、本町が参画する排出油等防除協議会及びその他の関係機関と連携を取りながら実施するものとする。

(2) 動員方法

動員方法は、「災害対策本部」に準じ動員し、必要に応じて消防団の出動を要請する。また、防除対策を効果的に進めるため本部員会議で協議し、必要な人員、体制づくりを行う。

(3) 住民組織の協力

防除活動の実施に伴い、必要に応じて「第2章第3節 住民組織の協力及び民間ボランティアの受入れ」に準じて、本部長が協力を要請する。

(4) 情報通信連絡系統図

